

# 空き家を取得し、 リフォームしよう!



## 最大50万円がもらえる!

※別途加算要件あり



空き家をリフォームして新生活を始めようとする、**子育てファミリー世帯**や**新婚世帯**へ向けた補助制度です。

今年度の申請の締切は、  
**令和2年12月28日(月)まで!**  
※予算がなくなり次第受付を終了します。

利用者の声続々!



この制度があったから中古住宅に決めました!

お得にマイホームが手に入りました!

子どもが大きくなって広い家に引越したかったので、この制度はうれしい!



### ○尼崎市子育てファミリー世帯及び新婚世帯向け空家改修費補助事業

尼崎市では空家の減少と子育て世帯の定住・転入を図るため補助事業を行っています。詳しくは裏面または市HPをご確認ください。



※市HPで申請書等の様式がダウンロードできます。

尼崎市役所  
住宅政策課  
(市役所 北館5階)

☎ 06-6489-6608  
月曜日～金曜日  
9:00-17:30 ※祝日を除く

E-mail: [ama-jutakuseisaku@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-jutakuseisaku@city.amagasaki.hyogo.jp)

尼崎市HP: <https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/>

ページID: 1011583

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号



空家改修費補助事業

検索



# 子育てファミリー世帯及び新婚世帯向け空家改修費補助事業

## 注意事項

- ※必ず、工事着工前に申請してください。
- ※申請前に居住している場合は対象外です。
- ※先着順で実施し、予算が無くなり次第受付を終了します。



## 補助対象者



## 補助対象住宅

- 子育てファミリー世帯  
18歳未満の子がいる又は妊婦がいる世帯
- 新婚世帯  
配偶者を得てから、5年以内であり、夫婦の年齢の合計が80歳未満である世帯
- 補助対象住宅の登記名義人であること
- 構成員の全員が工事完了届出時に補助対象住宅の所在地を住所とし、住民票に記録されていること
- 構成員の全員が市県民税の未納がないこと
- 構成員の全員が暴力団員等ではないこと
- 過去に当該補助金の交付を受けていないこと

- 自己の居住の用に供するための一戸建て住宅であること
- 本市内にあること
- 耐震性能を有していること
- 延べ面積が80㎡以上(親世帯と同居の場合は125㎡以上)であること
- 竣工後5年以上経過していること
- 居住者がいない期間が3カ月以上であること
- 消防法または建築基準法による指導・命令を受けていた場合、その是正措置が講じられていること
- 過去に当該補助金の交付を受けていないこと

## 申請書類

- ※各様式については、市ホームページからダウンロードすることができます。
- ※工事完了に関する報告書等を令和3年1月29日(金)までに提出できることが要件です。

お申込みされる場合は、以下の書類をご用意の上、住宅政策課までご持参ください。

- ①補助金交付申請書(第1号様式)
- ②実施計画書(第2号様式)
- ③構成員全員の住民票の写し
- ④構成員全員の前年度の市県民税納税証明書(非課税の場合は非課税証明書)
- ⑤補助対象住宅に係る登記簿又は登記事項証明書の写し又は所有者を確認できる書類
- ⑥補助対象住宅の確認済証の写し、検査済証の写し等
- ⑦補助対象工事に要する費用の見積書の写し
- ⑧事業費内訳書(第3号様式)
- ⑨補助対象工事施工前後の平面図
- ⑩補助対象住宅の全体写真・工事着手前の状況を示す写真
- ⑪誓約書(第4号様式)

### 【該当する方のみ】

- (1)子育てファミリー世帯で妊婦がいる世帯は、妊娠の事実を確認できる書類(母子健康手帳の写し等)
- (2)新婚世帯にあつては、配偶者を得てから5年以内であることを確認できる書類
- (3)耐震性能を有することを確認できる書類  
(確認済証の交付を受けた日が、昭和56年5月31日以前の場合に限る。)

## 補助対象工事・補助金額



補助対象工事:住宅の機能回復又は設備改善に必要な工事で以下の項目に該当しない工事

- ・電力、ガス、上下水道の機能回復等の工事
- ・「尼崎市空家エコリフォーム補助事業」の要綱に掲げる別表1から別表3に記載の工事
- ・設備機器又は照明器具で壁、床又は天井と一体となっていないものの機能回復等の工事
- ・ビルドインタイプでないものの機能回復等の工事(ガスコンロ、電磁調理器、食器洗い器、ガス小型湯沸器)
- ・外構工事

補助金額:補助対象工事に要した費用に1/2を乗じた金額(上限額500,000円)

- ※親世帯と同居する場合は25万円、市外からの転入世帯は10万円、見学会を実施する場合は10万円を補助上限額に加算します。